

岩手県立大船渡病院テナント営業募集要項

岩手県立大船渡病院では、以下のとおり、平成23年4月から当院内及び住田地域診療センター内で行うテナント営業に関する企画提案と事業者を募集します。

1 施設の概要

- (1) 名称 岩手県立大船渡病院
- (2) 所在地 岩手県大船渡市大船渡町字山馬越10番地1
- (3) 病床数 489床
- (4) 建物概要 RC造、地上6階建、延床面積31,261㎡
- (5) 患者数(平成21年度実績)
外来患者数 788人/日 入院患者数 316人/日
- (6) 病院に勤務する職員数(平成22年4月1日現在)
524人
- (1) 名称 岩手県立大船渡病院附属住田地域診療センター
- (2) 所在地 岩手県気仙郡住田町世田米字大崎22番地1
- (3) 病床数 0床
- (4) 建物概要 RC造、地上2階建、延床面積1,961㎡
- (5) 患者数(平成21年度実績)
外来患者数 55人/日
- (6) 診療センターに勤務する職員数(平成22年4月1日現在)
12名

2 募集するテナント業種名及び事業者数

- (1) 大船渡病院内3階売店営業 (1業業者)
- (2) 大船渡病院内自動販売機(缶入り飲料、ペットボトル入り飲料)営業(1業業者)
- (3) 大船渡病院内コインランドリー(洗濯機、乾燥機)営業(1業業者)
- (4) 大船渡病院テレビ付き床頭台営業(1業業者)
- (5) 住田地域診療センター内自動販売機(缶入り飲料、ペットボトル入り飲料)営業(1事業者)

3 応募資格

- (1) 売店については、気仙二次保健医療圏(大船渡市、陸前高田市、住田町)に本社、支社又は営業所(以下「本社等」という。)を有する事業者が応募できます。
- (2) コインランドリー営業、自動販売機営業については、岩手県内に本社等を有する事業者が応募できます。
- (3) テレビ付き床頭台営業については、岩手県内に本社等を有しない事業者でも応募できます。
- (4) 平成22年4月1日現在、同病院内で同業種のテナント営業を行っている事業者については、(1)から(3)までの規定に関わらず応募できます。

4 テナントの場所、面積

各テナントの営業場所等は次のとおりです。別添の「病院平面図」により確認してください。

- (1) 大船渡病院内売店営業
3階売店コーナー 37.5576㎡(食品冷蔵・冷凍庫設置可)
- (2) 大船渡病院内自動販売機営業
3階自販機コーナー 5台(1台当たり W1,200mm×D600mm)
- (3) 大船渡病院内コインランドリー 機器設置面の貸出(洗濯機、乾燥機)営業
3階1箇所(洗濯機と乾燥機を各7台設置)
- (4) 大船渡病院テレビ付き床頭台営業 機器設置面の貸出
354床354台
- (5) 住田地域診療センター内自動販売機営業
1階外来中央待合室 1台(W1,200mm×D600mm)

参考

H22年度 年間使用料

- | | |
|--------|----------------------|
| (1)(2) | は同一事業者で、520,276円(税込) |
| (3) | 168,663円(税込) |
| (4) | 872,542円(税込) |
| (5) | 32,793円(税込) |

5 応募書類の提出等

- (1) 受付期間
平成22年8月9日(月)から平成22年9月17日(金)までの午前8時30分から午後5時まで
- (2) 提出先
岩手県立大船渡病院事務局総務課管財係
(〒022-8512 岩手県大船渡市大船渡町字山馬越10番地1)
- (3) 提出書類
次の書類を各1部提出してください。出店及び営業計画書(様式2)について、記入欄が不足する場合は、任意の様式で提出しても構いません。
との様式については、当院でお渡しも出来ますし、ホームページからもダウンロード出来ます。

出店及び営業申請書(様式1)

出店及び営業計画書(様式2)

登記簿謄本(個人の場合は住民票及び身分証明書)

出店及び営業に必要な許可証等の写し(現在の出店営業分でも可)

営業経歴書(主な取引先、仕入先一覧を含む。)

納税証明書「その1」(税務署で発行する証明書)

貸借対照表及び損益計算書（個人の場合は損益計算書のみでも可）

カタログ等がある場合は、参考までに添付してください。

(4) 提出書類

応募書類は提出先まで持参するか、郵送してください。郵送の場合は、必ず「配達記録郵便」としてください。

6 応募に関する留意事項

(1) テナント営業の条件等への同意

テナント営業の内容、方法、条件等を、別添の「テナント営業に係る基本条件」及び「テナント営業に係る個別条件」により確認し同意のうえで応募してください。

(2) 失効又は無効

次に該当する場合は、申込みが失効又は無効になります。

受付期間を過ぎて応募書類が提出されたとき。

提出した書類に虚偽の記載があったとき。

審査の公平性に影響を与える行為があったとき。

本募集要項に違反すると認められるとき。

応募資格を有していないことが判明したとき。

応募者による業務履行が困難であると判断される事実が判明したとき。

(3) 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

(4) 費用負担

応募に係る経費は、応募者の負担とします。

(5) その他

応募書類を受理した後の書類の書換え又は訂正等は認めません。

提出した応募書類は返還しません。

提出された書類はテナントの選考以外には使用いたしません。

7 選考方法等

(1) 事業者の選考

県立大船渡病院テナント選考委員会において応募書類を審査し、必要に応じて応募者からヒアリングを行い、選考基準により評点のうえ事業者を決定します。

(2) 選考基準

別記のとおり。

8 選考結果の発表

平成 22 年 10 月上旬に、応募者全員に通知するとともに、岩手県立大船渡病院のホームページ及び病院内掲示板上に掲載します。

9 その他

テナント募集説明会以後に疑義が生じた場合は、平成 22 年 7 月 30 日（金）午後 5 時までに、文書により照会してください。照会の方法は、末尾に記載の照会先まで、持参、郵送、FAX 又は電子メールによることとします。

なお、照会があった事項とその回答内容については、テナント募集説明会に参加された方全員にお知らせします。

（照会先）

岩手県立大船渡病院事務局総務課管財係 担当：菊池 剛

（〒022-8512 岩手県大船渡市大船渡町字山馬越 10 番地 1）

電 話 0 1 9 2 - 2 6 - 1 1 1 1 （内線 2 0 1 6）

F A X 0 1 9 2 - 2 7 - 9 2 8 5

E-mail tsutoshi-kikuchi@pref.iwate.jp

テナント営業に係る基本条件

1 営業にあたって厳守すべき条件

病院及び附属地域診療センターのテナントは、患者、来院者及び病院職員等の利便性、療養環境及び職場環境等の向上を目的として設置するものであり、病院の特性をよく理解し、この目的に沿った運営をしなければならない。

また、常に接遇に配慮し、サービスの向上に努めなければならない。

2 価格設定に係る条件

価格は、地域の標準的な価格を参考として、標準以下に設定すること。

なお、事業者の決定後に、地域との価格差が生じている場合又は利用者の経済性が損なわれていると認められる場合は、価格設定の改善を要請することがある。

3 事業者に係る条件

- (1) 善良な品性と営業上必要な経験を有する者であること。
- (2) 営業に必要な設備及び物資を調達する資力を有する者であること。
- (3) 相当の担保又は確実な保証人を有する者であること。
- (4) 自ら経営する者であること。

4 不動産の使用に係る条件

- (1) 使用許可した不動産（以下「許可不動産」という。）を、公用又は公共用に供するため必要があるとき、又は次に掲げる条件に違反する行為があると認めるときは、許可を取り消し、又は変更することがある。
- (2) 病院長等が許可不動産の保全上必要な措置を命じたときは、これに従わなければならない。
- (3) 許可不動産の保全のための立入り又は実地調査を拒んではならない。
- (4) 許可不動産を、許可をした用途若しくは目的以外に使用し、他人に転貸し、又は担保に供してはならない。
- (5) 使用の許可を受けた者が故意又は過失により当該許可不動産を滅失し、き損し、汚損し、若しくは荒廃し、又は原形を変形してはならない。
- (6) 使用許可を受けた者が当該許可不動産において、みだりに建物又は工作物を設置し、増築し、又は改築し、若しくは移築してはならない。
- (7) (4)から(6)までに掲げる条件に違反したときは、当該許可不動産の原状回復又は損害賠償を命ずることがある。
- (8) (4)から(7)までに掲げる条件は、その原因又は行為が使用の許可を受けた者の代理人、使用人その他の従業者の行為による場合についても適用するものとする。
- (9) 許可期間（許可期間経過後で許可不動産の引渡し前の期間を含む。）内に、使用の許可を受けた者の責めにより許可資産その他県の所有に属する物件に損害が生じたときは、当該使用の許可を受け

た者に対し、損害の全部又は一部の賠償を命ずることがある。この場合において、許可を受けた者が損害の賠償を免れようとするときは、その損害の原因が明らかに自己の責めに帰するものでないことを証明しなければならない。

- (10) 使用の許可を受けた者、その代理人、使用人及びその他の従業者は、許可不動産に住込みできない。
- (11) 使用の許可を受けた者、その代理人、使用人及び従業者は、毎年定期的な健康診断を受け、その結果を病院長に書面をもって報告すること。

5 その他の条件

- (1) 事業者決定後の具体的な営業内容については、病院と協議すること。
- (2) 事業者決定後において、「営業時間」「販売品目」「営業方法」等について、病院から改善のための要請があった場合は、正当な理由がない限り速やかに改善するよう努めること。
- (3) 病院内、店内等の整理整頓を心がけ、周囲の清潔の保持に努めること。
- (4) 食中毒の防止に万全を期すこと。
- (5) 患者等への有害物（酒類、風俗雑誌等）の販売は禁止すること。
- (6) 物品の陳列等は車椅子が通行できるよう十分に配慮すること。
- (7) 利用者の趣味嗜好に応えられるように努めること。
- (8) 自己の営業による廃棄物の收拾に努めること。

テナント営業に係る個別条件

1 病院内売店営業

(1) 営業日及び営業時間

営業日

通年営業とする。ただし、年末年始期間等については病院との協議事項とすること。

営業時間

基本的に24時間営業を希望し、それ以外については高尚に応じるものとする。

(2) 営業内容

販売品目

日用品、飲食物（弁当、パン、ジュース類等）、菓子、雑貨、肌着、新聞、雑誌等及び病院が指定する介護品等の医療消耗品類とする。

もちろん酒類及びたばこの販売は行わないこと。

販売価格

地域の価格を参考にして、標準以下に設定すること。

その他の条件

ア 郵便切手、印紙及びバスカード等の取扱いや宅配便などの取次サービスを可能な限り実施すること。

条件ではないが、電子マネー（お財布ケータイ等）での支払い可能であれば歓迎したい。

(3) 備品等の設置

営業用備品は事業者の負担とする。なお、備品等の設置にあたっては事前に協議を行い、病院の許可を得て行うこと。

(4) 電力量計、量水器の設置

電気料、水道料の算定に必要な電力量計、量水器（電力メーター、水道メーター）は事業者が整備すること。

計量法に定める検査及び使用有効期間満了に伴うメーターの取替えは事業者が行うこと。

(5) 病院財産の使用料

医療局不動産管理規程(昭和41年岩手県医療局管理規程第8号、以下「不動産管理規程」という。)第6条の規定により不動産使用料を徴収する。

営業に係る電気料等の光熱水費は、使用実績に基づいて算定した額を徴収する。

(6) 営業許可期間

営業期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとして、不動産管理規程第5条に基づき不動産の使用許可を行う。

なお、特段の理由がない場合は年度更新を行えることとし、その都度、使用許可申請に基づいて許可を行う。

この場合、同一事業者による営業は7年を上限とし、これを超える場合は改めて公募を実施して事業者を決定する。

(7) その他

営業は、事業者に対して県が所有する行政財産の目的外使用許可に基づいて行うものであり、事業者には賃借権等の私法上の権益は一切認められないこと。

食品衛生法に基づく営業許可の申請、又はその他の関係法令で規定する届出は、事業者が行うこと。

院内内線電話は病院が負担すること。ただし、外線電話は事業者の負担で設置すること。

2 病院内及び地域診療センター内自動販売機営業

(1) 営業日及び営業時間

通年 24 時間営業とする。

(2) 営業内容

販売品目

出店及び営業計画書に基づいて病院と協議を行うこと。

販売価格

地域の価格を参考にして、標準以下に設定すること。

その他の条件

ア 故障時等に迅速に対応できるよう、対策を講じること。

イ 自販機販売により発生する空き缶等の廃棄物は、ごみ箱を設置し、頻繁に回収を行うこと。

(3) 備品等の設置

営業用備品は事業者の負担とする。なお、備品等の設置にあたっては事前に協議を行い、病院の許可を得て行うこと。

(4) 電力量計、量水器の設置

電気料、水道料の算定に必要な電力量計、量水器（電力メーター、水道メーター）は事業者が整備すること。

計量法に定める検査及び使用有効期間満了に伴うメーターの取替えは事業者が行うこと。

(5) 病院財産の使用料

医療局不動産管理規程(昭和41年岩手県医療局管理規程第8号、以下「不動産管理規程」という。)第6条の規定により不動産使用料を徴収する。

営業に係る電気料等の光熱水費は、使用実績に基づいて算定した額を徴収する。

(6) 営業許可期間

営業期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとして、不動産管理規程第5条に基づき不動産の使用許可を行う。

なお、特段の理由がない場合は年度更新を行えることとし、その都度、使用許可申請に基づいて許可を行う。

この場合、同一事業者による営業は3年を上限とし、これを超える場合は改めて公募を実施して事業者を決定する。

(8) その他

営業は、事業者に対して県が所有する行政財産の目的外使用許可に基づいて行うものであり、事業者には賃借権等の私法上の権益は一切認められないこと。

食品衛生法に基づく営業許可の申請、又はその他の関係法令で規定する届出は、事業者が行うこと。なお、営業により発生した食品衛生法上の問題等については、事業者が責めを負うこと。

院内内線電話は病院が負担すること。ただし、外線電話は事業者の負担で設置すること。

3 病院内コインランドリー（洗濯機、乾燥機）営業

(1) 営業日及び営業時間

営業日

通年営業とする。

営業時間

利用時間を原則午前6時から午後9時までとする予定であること。

(2) 営業内容

洗濯対象品目

入院患者の着衣及びタオル類の洗濯と乾燥を対象とすること。

使用料金

地域の標準料金を参考にして、標準以下に設定すること。

その他の条件

ア 洗濯機、乾燥機とも洗濯物4～5kgの容量を1工程で処理できること。

イ 定期的に清掃を行い、不衛生にならないこと。

ウ 故障時等に迅速に対応できるよう、対策を講じること。

エ 営業開始に際しては、損害賠償保険に加入すること。

(3) 備品等の設置

営業用備品は事業者の負担とする。なお、備品等の設置にあたっては事前に協議を行い、病院の許可を得て行うこと。

(4) 電力量計、量水器の設置

電気料、水道料の算定に必要な電力量計、量水器（電力メーター、水道メーター）は事業者が整備すること。

計量法に定める検査及び使用有効期間満了に伴うメーターの取替えは事業者が行うこと。

(5) 病院財産の使用料

医療局不動産管理規程（昭和41年岩手県医療局管理規程第8号、以下「不動産管理規程」という。）第6条の規定により不動産使用料を徴収する。

営業に係る電気料等の光熱水費は、使用実績に基づいて算定した額を徴収する。

(6) 営業許可期間

営業期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとして、不動産管理規程第5条に基づき不動産の使用許可を行う。

なお、特段の理由がない場合は年度更新を行えることとし、その都度、使用許可申請に基づいて許可を行う。

この場合、同一事業者による営業は7年を上限とし、これを超える場合は改めて公募を実施して事業者を決定する。

(7) その他

営業は、事業者に対して県が所有する行政財産の目的外使用許可に基づいて行うものであり、事業者には賃借権等の私法上の権益は一切認められないこと。

関係法令で規定する届出は事業者が行うこと。なお、営業により発生した問題等については、事

業者が責めを負うこと。

4 テレビ付き床頭台営業

(1) 営業内容等

別添「岩手県立大船渡病院テレビ付き床頭台設置仕様書」によること。

(2) 備品等の設置

備品等の設置にあたっては事前に協議を行い、病院の許可を得て行うこと。

(3) 病院財産の使用料

医療局不動産管理規程(昭和41年岩手県医療局管理規程第8号、以下「不動産管理規程」という。)第6条の規定により不動産使用料を徴収する。

営業に係る電気料等の光熱水費は、使用実績に基づいて算定した額を徴収する。

(4) 営業許可期間

営業期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとして、不動産管理規程第5条に基づき不動産の使用許可を行う。

なお、特段の理由がない場合は年度更新を行えることとし、その都度、使用許可申請に基づいて許可を行う。

この場合、同一事業者による営業は7年を上限とし、これを超える場合は改めて公募を実施して事業者を決定する。

(5) その他

営業は、事業者に対して県が所有する行政財産の目的外使用許可に基づいて行うものであり、事業者には賃借権等の私法上の権益は一切認められないこと。

関係法令で規定する届出は事業者が行うこと。なお、営業により発生した問題等については、事業者が責めを負うこと。

岩手県立大船渡病院テレビ付き床頭台設置仕様書

設置するテレビ付き床頭台は、以下の仕様によるものとする。

1 プリペイドカード

1枚あたり1,000円とすること。

2 床頭台

- (1) 概ねW480mm×D665mm×H1,620mm程度のサイズとし、療養環境の向上につながる機能及び形状を有すること。
- (2) 患者がテレビを見る場合に、見やすいように向きや角度を調整することができ、未使用時は跳ね上げ等ができること。
- (3) 本体は、病室と同系統色にすること。
- (4) 貴重品を保管するため鍵付金庫を備え付け、鍵の管理が簡単で職員に負担がかからないこと。
- (5) 患者等が鍵を紛失又は破損した場合は、事業者が対応し交換すること。
- (6) プリペイドカードの使用状況が確認できるタイマー等を設置すること。

3 テレビ

- (1) プリペイドカード式とし、カード使用状況が表示されること。
- (2) 視聴時間は1,000円あたり3,300分視聴可能なこと。
- (3) 床頭台に収納可能なサイズで、地上デジタル放送対応とすること。
- (4) 視聴時に隣接患者の迷惑にならないよう、装備等により対策を講じること。
- (5) 視聴可能チャンネルは、地上波、BS及びCS放送とすること。

4 冷蔵庫

- (1) 無料とすること。(交渉の余地あり)
- (2) 容量は概ね10リットル程度を有し、床頭台に収納されていること。
- (3) 使用時は14db以下の静音設計であること。

5 プリペイドカード販売機及び精算機

- (1) 販売機は各病棟のデイルーム等に各1台、合計4台設置すること。
- (2) 精算機は3階デイルームに1台(できれば各デイルームに1台ずつ)設置すること。
- (3) 10円単位で精算できること。
- (4) 盗難防止装置及び転倒防止装置が付いていること。
- (5) プリペイドカードの精算手数料は無料とすること。

6 保守関係

- (1) テレビ付き床頭台、プリペイドカード販売機及び精算機の設置及び維持修繕は事業者が責任を持って行い、これらに要する経費は事業者が負担する。
- (2) カード補充及び精算機補充を随時実施し、カード利用実績計算書を毎月病院長に提出すること。
- (3) 故障時等に迅速に対応できるよう体制を整備すること。

7 NHKとの受信契約

事業者においてNHKと受信契約を締結し、受信料は事業者が負担することを不動産使用許可を行う場合の条件とする。

